

## 埼玉県特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）整備事業運営委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）整備事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 委員会は、埼玉県特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）整備事業の実施に関し必要な事項について検討、協議する。

（構成）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

（1）埼玉県医師会の医師

（2）埼玉県耳鼻咽喉科医会の会員

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、埼玉県保健医療部医療整備課及び一般社団法人埼玉県医師会において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。